

法律問題

— 職場内でのいじめ、パワハラ、セクハラ —

近年、職場内において、席を分離して孤立化させる、仕事を与えない、業務上何の意味もない作業をさせるといった「いじめ」、上司がその職務上の地位・権限を利用して部下の人格を損ねる行為を行う「パワーハラスメント（パワハラ）」、相手の意に反する性的言動を行う「セクシャルハラスメント（セクハラ）」などが社会的に問題となっています。

一方、法律では雇用主（使用者）に対し、従業員（労働者）がその生命、身体などの安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮を求めています。いじめ、パワハラ、セクハラといった問題は、従業員の人格を損ねるものとして違法な行為と認識されており、雇用主が法的な責任を追及される場合もあります。

いじめ、パワハラ、セクハラといった問題を抱えておられる人は、一人で悩まずに、法律の専門家や自治体での労働相談窓口などで相談するようにしましょう。

法テラス高森法律事務所

TEL 050 (3383) 0469

セクハラ

パワハラ



いじめ

阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～守っていききたいわがまちの景観と人々～

コラム第 17 回「景観形成によるまちづくり～一の宮門前町商店街を事例に～」担当：阿蘇市

水基めぐりや食べ歩きなどで一躍阿蘇観光の人気スポットとなった一の宮門前町商店街。15 年程前までは、新聞に「消えゆく^{ともじり}灯」と書かれ、客足が遠のいていた商店街が、現在のように活気に満ちた姿へと再生・発展するまでには、住民や企業も含めた地域ぐるみの「まちづくり」が大きな役割を果たしました。

中でも、「まちづくり」を考えるにあたっては、地域の歴史や文化と調和した一体的な景観整備を目指し、湧水を利用した水基の設置、植栽や建築物を周囲と調和させること等に心がけました。

一の宮門前町商店街は、阿蘇カルデラの恵みである湧水を巧みに利用し、阿蘇火山信仰を司る阿蘇神社の門前町として良好な街並みを形成しており、自然と人々が作り上げた「阿蘇の文化的景観」の一つであると言えます。

阿蘇市では、こういった「阿蘇の文化的景観」の価値・魅力を発見・共有し、それらを維持・継承・改善していくために、景観計画・景観条例の策定を進めています。 ◆次回のコラムは、南小国町が担当します。

「世界遺産こぼれ話」Vol.8 —景観計画・景観条例について—

今回は、阿蘇都市の7市町村が策定を進めている景観計画・景観条例についてお伝えします。

熊本県では、昭和 62 年に県内全域を対象に景観計画・景観条例を策定し、良好な景観の形成に努めてきたところですが、今回各市町村が策定する計画・条例は、これまでの取組に加え、「阿蘇の文化的景観」について保全・改善していくことを目的としたものです。

景観計画・景観条例の策定により、地域の方々に新たな負担や規制を強いることはほとんどありません。行政と地域が話し合い、より良い形での「まちづくり」を行っていただけるように、皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

